

議案第52号

逗子市個人情報の保護に関する条例の制定について

逗子市個人情報の保護に関する条例を次のように制定する。

令和4年10月31日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市個人情報の保護に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日本国憲法第13条の個人の尊重の理念に基づき個人情報を保護することが必要不可欠であることに鑑み、公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基本的人権を擁護するとともに、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報取扱事務の登録等)

第3条 実施機関は、個人情報（市又は国若しくは他の地方公共団体の職員に関する個人情報であって、専らその職務の遂行に関し実施機関が定めるもの及び一般に入手し得る刊行物等を除く。）を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日及び期限
- (4) 個人情報の利用目的
- (5) 個人情報の収集方法
- (6) 個人情報記録の内容
- (7) 要配慮個人情報の記録の有無
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報事務登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

4 実施機関は、個人情報事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示決定等の期限)

第4条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して6日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を23日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、前条に規定する期間内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第6条 法第89条第2項に規定する手数料の額は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第87条第1項本文の規定による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(訂正請求及び利用停止請求の特例)

第7条 法第90条第1項及び法第98条第1項において、請求対象となる保有個人情報が特定されている場合については、保有個人情報の開示を受けていなくても訂正請求及び利用停止請求ができるものとする。

- 2 保有個人情報の開示を受けた場合においては、法第90条第3項及び法第98条第3項の規定は適用しない。

(訂正決定等の期限)

第8条 訂正決定等は、訂正請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第9条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第10条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由がある

ときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第11条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(個人情報保護委員)

第12条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関し、公正かつ簡易迅速に請求者の救済を図るため、逗子市個人情報保護委員（以下「保護委員」という。）を置く。

2 実施機関による、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について不服がある者は、保護委員に対して書面又は口頭により不服の申出を行うことができる。

3 保護委員は、前項の規定による不服の申出があったときは、当該申出の内容を調査し、理由があると認めたときは、実施機関に対し、是正その他の措置をとるよう勧告しなければならない。ただし、当該申出の内容に理由がないと認める場合又は個人情報の保護にとって重要な問題を含む不服の申出と認める場合は、他の保護委員と合議することができる。

4 前項の規定による保護委員の実施機関に対する勧告は、当該不服の申出があった日の翌日から起算して29日以内に行わなければならない。この場合において、保護委員は、当該決定を行ったときは、その旨を不服の申出をした者に対して文書により速やかに通知しなければならない。

5 実施機関は、第3項の規定による保護委員の勧告があったときは、当該決定について是正その他の措置をとるよう努めなければならない。

6 保護委員は、3人以内とし、個人情報保護制度に関し、高い識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

7 保護委員は、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第15条に規定する情報公開審査委員を兼ねることができる。

8 保護委員の任期は、3年とし、その再任を妨げない。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことができる。

9 保護委員は、それぞれ独立して次に掲げる職務を行う。

- (1) 第3項の規定により実施機関に勧告を行うこと。
- (2) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する相談等に応じること及びその内容により実施機関に対し、助言を行うこと。
- (3) 前2号の職務を遂行するために必要な調査を行い、実施機関から報告を徴し、説明を求めること。
- (4) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関し、実施機関に対し、必要に応じて意見を述べること。
- (5) 第2項の規定による申出のうち、開示決定等に対する申出の内容に理由がないと認めた場合であって、当該申出に係る保有個人情報を一定期間経過後に開示すべきであると認めるときに、実施機関に対し開示すべき時期について意見を述べること。
- (6) 開示請求に係る保有個人情報を実施機関が保有していないことを理由とする当該実施機関の不開示決定について、第2項の規定による申出がなされ、当該保有個人情報を保有していないことを認定した場合において、必要があると認めるときに、実施機関に対し保有していない全部又は一部の個人情報について新たに作成又は取得して開示すべき旨の意見を述べること及び当該意見に対する措置について報告を求めること。

10 保護委員又は保護委員であった者は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

11 この条例による不服の申出は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求を妨げない。

12 この条例に定めるもののほか、保護委員の職務の執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（個人情報保護運営審議会）

第13条 個人情報の適正な取扱いを確保するため、逗子市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 次に掲げる事項について実施機関からの意見の求めに対し、調査審議し、意見を

述べること。

ア この条例の改正（軽易なものを除く。）又は廃止に関すること。

イ 法第66条第1項の規定により講じる措置の基準に関すること。

ウ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に関すること。

エ 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による特定個人情報ファイルの取扱いに関すること。

(2) 法及びこの条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること。

3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 審議会の委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、その再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員又は委員であった者は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（運用状況の公表）

第14条 実施機関は、毎年、法及びこの条例の運用状況について一般に公表しなければならない。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

（罰則）

第16条 第12条第10項、第13条第6項及び逗子市情報公開条例第15条第11項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（逗子市個人情報保護条例の廃止）

2 逗子市個人情報保護条例（平成3年逗子市条例第18号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前において旧条例第13条、第27条第11項、第28条第6項、第31条第2項及び第31条の2第5項に規定する者に該当する者が、その業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用してはならない、又は秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例第14条第1項若しくは第2項（第20条第2項、第23条第2項又は第25条第2項において準用する場合を含む。）、第20条第1項、第23条第1項又は第25条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正、中止及び削除については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に旧条例第27条第6項の規定により委嘱された逗子市個人情報保護委員（以下「旧保護委員」という。）である者は、この条例の施行の日に第12条第6項の規定により保護委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第8項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧保護委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 6 この条例の施行前に旧条例第27条第2項の規定による不服の申出がされた場合における旧条例に規定する調査及び勧告については、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際、現に旧条例第28条第4項の規定により委嘱された逗子市個人情報保護運営審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に第13条第4項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 8 旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（給与又は報酬が支給されている特別職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職（議会にあっては議長の職にある議員以外の議員を除く。）をいう。）の職員を含む。）若しくは職員であった者、旧条例第31条第2項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は旧条例第31条の2第1項の指定管理者が管理する公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録であって、一定の事務の目的

を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により、特定の旧保有個人情報又は旧個人情報を検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 9 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た旧保有個人情報又は旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 10 前2項の規定は、逗子市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 11 旧保護委員である者若しくは旧保護委員であった者又は旧審議会の委員である者若しくは旧審議会の委員であった者が、附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 12 旧条例第31条第1項の規定による業務を委託され、又は同条例第31条の2第1項の指定管理者として指定された法人（法人でない団体であつて、代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第8項又は第9項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の罰金刑を科する。
- 13 前項に規定する法人のうち法人でない団体について、同項の規定を適用する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、同項に規定する法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 14 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるに当たり、制定の要あるため提案する。